

# 仕 様 書

## 1. 事業名

観光庁 令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業  
山陰のまんなかで"第2のふるさと"を発見 ロングステイ型旅行商品造成事業

## 2. 実施時期

契約締結の日から令和5年3月20日(月)

## 3. 委託金額

上限額：13,000千円(消費税および地方消費税を含む)

## 4. 業務の目的

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で、旅行者の観光に対する意識の変化が見られ、少人数での個人旅行化、感染症対策の常習化、都心部から地方への志向変化、自然や歴史、地方の生活文化への探求心の高まりなどニーズが多様化している。そのような状況の中、中海・宍道湖・大山圏域は、古くから日本海を介し、国内各都市間の「北前船」等を通じた交流や東アジア各地とのゲートウェイとして交流を続けてきた歴史があり、その歴史的な経過の中で育まれた様々な文化・芸能・工芸等がある。

本事業では、観光庁の令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金を活用し、当圏域の歴史的な文化・芸能・工芸とそれを支えてきた人々との交流をテーマとして歴史・文化に興味が高い欧米人を中心としたインバウンドや国内旅行者をターゲットとし、「交流」により観光客との繋がりをより深め、当圏域が「第2のふるさと」となるための、長期滞在型旅行商品造成を行う。

## 5. 業務内容

コロナ禍により訪日外国人の誘客が見込めない状況を鑑み、当面は在日外国人旅行者及び国内旅行者をターゲットとし、将来的には訪日外国人の来訪を見据えた商品造成に向けて、下記の業務を実施する。

事業エリア：中海・宍道湖・大山圏域(以下「当圏域」という。)

メインターゲット国：欧米、日本国内

メインターゲット属性

欧 米：①日本在住：日本での生活が長く、日本の歴史文化・伝統工芸に造詣があり、収入が安定且つ高い層

②海外在住：日本の歴史文化・伝統工芸に強い興味を持ち、金銭的余裕のある訪日リピーター層

日本国内：国内外を幅広く旅した経験を有し、日本の歴史文化・伝統工芸を学ぶ姿勢があり、良

い物に対して出費を厭わないシニア層

#### (1) 旅行商品造成のための視察の実施

- ①調査対象：当圏域にて歴史文化・伝統工芸の継承に携わる人・職人のもとに行き、本事業で造成する旅行商品に取り入れることができるかを検証する。その中から外国人旅行者からの高い評価が見込め、旅行化が期待できるものについて選出し、(2) コンテンツ検討会で協議を図ることとする。
- ②調査内容：(一社) 中海・宍道湖・大山圏域観光局(以下「当観光局」という。)と協議の上、調査を行う。
- ③調査方法：現地訪問
- ④留意事項：調査実施後、内容を取りまとめの上、当観光局と協議の上、コンテンツ検討会にて取り入れる観光コンテンツについて協議をすること。

#### (2) コンテンツ検討会の実施

(1)において実施した視察内容を共有し、(3) モニターツアーの開催の方針・実施内容の決定、(4)の商品開発の方針・モニターツアーの評価を反映する実施内容の決定及び実施に関する調整を行う。下記のとおり事務局として開催、運営を行うこと。

- ①開催回数：2回
- ②開催場所：当圏域内
- ③構成員：当観光局、地域資源関係者、当圏域構成市、観光協会、経済団体、ガイド団体等
- ④実施内容：参加者の日程調整、司会進行、資料作成等、開催主体として運営すること。実施後、議事録を作成し、速やかに当観光局に報告すること。
  - ：検討会の内容については、当観光局に協議のうえ実施すること。
  - ：外国人専門家を交え、検討会を実施すること。
  - ：必要に応じてオンライン会議も可能とする。
- ⑤留意事項：やむを得ない事情等により、業務内容に変更が生じる場合には、予め当観光局に相談すること。

#### (3) モニターツアーの開催

(1)、(2)を踏まえ、(4)で企画開発しようとする商品の概要を把握し、課題洗い出し、商品の磨き上げを目的としたモニターツアーを実施する。

- ①開催回数：3回(海外向け1回、国内旅行者向け2回)
- ②開催場所：当圏域内企画開発商品エリア
- ③実施内容：4泊5日程度で実施
  - ：3実施のうち、1回の外国人向けモニターツアーは専門家を招聘して実施すること。残りの2回は、国内旅行者向けモニターツアーとして実施すること。
  - ：新型コロナウイルス感染症の状況を加味し、外国人向けのモニターツアーには、専門家を招聘して実施すること。
  - ：国内旅行者向けのモニターツアーについては、実際に購入する方の忌憚ない意見を聴

取するために一部費用を参加者に負担いただき実施すること。

：モニターツアーには、(5)で育成する交流促進コンシェルジュを参加させ、造成する旅行商品を仮定して実施すること。

：参加者の日程調整、受入先の日程調整、資料作成、行程等モニターツアーの目的を含め全容がわかる資料を作成し、事前に招請者及び関係者全員が共有できるよう実施すること。

：参加者の実施地へのアクセス及びツアー実施の移動において無理のない行程とすること。

：コンテンツの体験等については、必要に応じてガイド、進行スタッフを付けるなど効果的に実施すること。

：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含め、招請者及び受入先の安全確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。

：行程中に招請者及び当観光局他関係者を交えた意見交換会を行うこと。

④対象者：外国人専門家並びに本事業により造成する旅行商品のモニターとして適正な人材を旅行会社の顧客名簿より抽出して参加者を決めること。

⑤留意事項：やむを得ない事情等により、業務内容に変更が生じる場合には、予め当観光局に相談すること。

【KPI：モニターツアー参加者数】

参加人数34人（海外向け4人、国内旅行者向け30人）

【KPI：モニターツアー参加者の知人・友人へのおすすめ度】

おすすめ度：80%以上（1. 全く薦めたいとは思わない、2. 薦めたいとは思わない、3. あまり薦めたいとは思わない、4. やや薦めたい、5. 薦めたい、6. ぜひ薦めたい）で、4. やや薦めたい～6. ぜひ薦めたいが全体の80%以上

#### (4) 長期滞在型の旅行商品の企画開発・販売体制整備

(1)、(2)、(3)を踏まえ、コンテンツの企画開発を行い、また次年度以降の販売を見据えて販売体制の整備確保に向けた調整を行うこと。

①当圏域の特色を活かした旅行商品を企画・造成すること。

出雲大社や神話など歴史的な背景を有する当地域は、地域ならではの生活文化産業（地場産業）が住む人や、地域の職人のみならず、神事や食、伝統芸能などを通して、幅広く浸透しており、「DEEP」な日本を体感できる地域である。このような歴史生活文化等を伝えることができる人との「交流」を主軸に置いて旅行商品を造成すること。

②(1)～(4)の全行程における結果を反映させた料金表を作成すること。また、料金表には、商品名、所在地、連絡先、販売手法、料金、販売催行日、その他必要な事項を記載すること。

【KPI：企画造成数】

企画造成数：3企画

【KPI：旅行商品に組み込む、歴史・生活文化等に触れることができる観光コンテンツ造成（旅行者が自由に選ぶ）】

造成件数：3件

③長期滞在型商品の開発実施計画書の作成

長期滞在型商品の企画開発にあたっては、あらかじめ3コンテンツ以上を対象とした実施計画書を作成し、当観光局に報告すること。

④オンラインツアー等を活用した海外旅行会社への商談を実施

上記①～③から旅行商品を造成し、海外の旅行会社で、取り扱いをして頂くために、オンラインでの商談を実施すること。

・実施回数：1回

・開催時期：令和5年1月～3月

・開催方法：オンライン形式によるリモート商談とする。

・対象者：日本への旅行商品を取り扱っており、実際に海外から日本に送客実績のある海外旅行会社

・実施内容：参加者の日程調整、司会進行、資料作成等、開催主体として運営すること。実施後、議事録を作成し速やかに当観光局に報告すること。

：商談では、(5)にて育成する交流促進コンシェルジュと協力して、旅行商品の説明を行うこと。

：円滑に実施ができるよう必要に応じて通訳を手配すること。

：商談終了後は、旅行商品を取り扱いした先を確認し、報告すること。

・留意点：やむを得ない事情等により、業務内容に変更が生じる場合には、予め当観光局に相談すること。

【KPI：本旅行商品取り扱い先】

取り扱い旅行会社数：2社以上

⑤OTA (Online Travel Agent) による旅行商品流通整備事業

上記①～③で企画開発した旅行商品について、店頭での販売のほかOTAでの販売体制を整備すること。

【KPI：掲載OTA数】

掲載OTA数：2社以上

【KPI：販売件数】

令和4年度予約販売数：3件

【KPI：販売人数】

販売人数：45人（外国人旅行者15人、国内旅行者30人）

【KPI：販売総額】

総額：7,200,000円以上

(5) 交流促進コンシェルジュ人材育成研修の実施

本事業により造成する旅行商品は、当圏域内の地域資源を巡る（体験する）だけでなく、地域の歴史生活文化の継承に携わる人や職人と「交流」をすることで、既存の旅行商品より、観光客と

の繋がりを深め、圏域ならではの付加価値を生み出すこと目的としている。そのため、歴史文化・伝統工芸の継承に携わる人や職人と観光客を繋ぐ、コンシェルジュ人材を育成するために研修を開催すること。

- ・開催回数：3回
- ・実施時期：契約締結の日から令和5年3月20日（月）
- ・受講人数：20人程度
- ・対象者：観光関連事業者、ボランティアガイド、通訳案内士、観光協会職員等
- ・実施内容：実施スケジュール、カリキュラム、実施体制等を具体的に記載した業務計画書を作成し、当局の承認を得ること。
  - ：研修内容については、必要に応じて宿泊を伴うことも可能。
  - ：開催場所の選定を行うこと。
  - ：募集案内資料を作成し、受講生を定員数まで集めること。
  - ：適切な媒体を使って受講者からの申込受付を行うこと。
  - ：必要に応じ、講師・専門家を研修に招聘し、実施すること。
  - ：日程・場所・講師等の各種調整を行うこと
- ・留意点：やむを得ない事情等により、業務内容に変更が生じる場合には、予め当観光局に相談すること。

【KPI：コンシェルジュ育成人数】

交流促進コンシェルジュ 6人

宿泊コンシェルジュ 6人

地域観光コンシェルジュ 6人

【KPI：ガイド付きツアー実施回数】

コンシェルジュ育成のためのツアー実施回数 3回

## 5. 報告書の提出

- (1) 提出物：事業実施報告書（A4版）10部  
事業実施報告書の電子データ CD-R等 2枚
- (2) 提出場所：当観光局
- (3) 提出期限：令和5年3月20日（月）
- (4) その他：報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。
  - ①事前に当観光局の承認を得ること。
  - ②事業実施状況や事業成果等をわかりやすく編集すること。
  - ③造成した旅行商品については、令和4年度中の販売を目指していることから受入れ体制を含めて各商品の完成状況を明確にすること。

## 6. その他

- (1) 当観光局と十分協議しながら進めること。また、定期的に当圏域の関係団体と協議・連携を行いそれらを反映させること。
- (2) 事業期間中は、当観光局の求めに応じて進捗状況の報告をすること。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に履行すること。また、新型コロナウイルスについて各団体の定めるガイドラインを遵守すること。
- (4) 自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに当局へ相談し、指示に従うこと。
- (5) 島根県および鳥取県内の旅行会社等と連携した体制のもと、商品の企画・造成等を行うことも可とする。